

平成22年度第1回広島市社会教育委員会議

次 第

日 時 平成23年2月24日(木)午後3時から

場 所 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介 資料1

4 議 事

(1) 議長、副議長の選出

(2) 広島市教育振興基本計画の策定について 資料2

(3) 平成23年度指定都市社会教育委員連絡協議会協議題について 資料3

(4) その他

ア 社会教育研究大会の報告 資料4

イ その他

5 閉 会

広島市社会教育委員名簿
(50音順・敬称略)

平成23年2月1日

氏名	所属等	任期	備考
あじもとまき 網師本真季	日本健康運動指導士	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	再任
おだ たけし 小田 長	西中国山地やまなみ大学太田川清流塾 塾長	平成21年10月1日～ 平成23年9月30日	
さいとう けいこ 齋藤 圭子	NPO 法人青少年交流・自立・支援センタ ーCROSS 理事長	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	新任
さかがわ しげる 酒川 茂	県立広島大学人間文化学部教授	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	再任
ささきようこ 佐々木洋子	広島市地域活動連絡協議会会長	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	新任
そね みきこ 曾根 幹子	広島市立大学国際学部准教授	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	再任
たにもと ゆきこ 谷本 幸子	市民委員	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	新任
てしま りか 手嶋 理香	広島市青少年支援メンター	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	再任
なかむら たかゆき 中村 隆行	市民委員	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	新任
はしもと てつお 橋本 哲夫	コイン通り街づくり委員会代表	平成21年10月1日～ 平成23年9月30日	
はしもと まちこ 橋本真知子	NPO 法人セトラひろしま理事	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	再任
やまかわ あゆみ 山川 肖美	広島修道大学人文学部教授	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	再任
わだ しゅうじ 和田 秀次	財団法人広島県環境保健協会環境保全 課長	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	新任

広島市教育振興基本計画

平成 22 年（2010 年）9 月

広 島 市

目 次

計画の趣旨	1
本市の教育における現状と課題	3
本市の教育の目標	4
施策の体系	5
施策の展開と具体的な取組	
学校教育の充実	6
1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	
2 教育環境・教育条件の整備・充実	
3 学校・家庭・地域社会の連携強化と開かれた学校づくりの推進	
4 高等教育機能の充実と「産学公民」連携の推進	
活力ある青少年の育成	26
1 青少年の健全育成等	
2 次代を担う人材の育成	
生涯学習の推進	32
1 生涯学習の機会や場の提供とその成果の活用促進	
2 生涯学習関連施設の機能の充実	
計画の推進	35

1 趣旨

今日、情報化、少子化等の進展、家庭や地域の教育力の低下、子どもの貧困の問題など教育を取り巻く環境が大きく変化しています。また、いじめなど子どもの人権にかかわる問題や地球温暖化などの環境をめぐる問題も看過することはできません。

こうした時代の中であって、子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、社会の形成者として必要な基本的資質を養うことは、教育の重要な役割です。また、今日、人々が地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となることが求められており、こうした地球規模での持続可能な社会の構築は我が国の教育の在り方にとっても重要な理念であるとされています。

昭和 20 年（1945 年）8 月 6 日、本市は、原子爆弾によって壊滅的な打撃を受け、多くの人命と街を失い、辛うじて生き残った人々も被爆の苦しみを背負うことになりました。こうした中にありながら、平和を願い、平和都市の建設を進めてきた先人のたゆまぬ努力によって、めざましい復興を遂げました。このような歴史を持つ広島教育の原点は、「ほかの誰にもこんな思いをさせてはならない」という被爆者の願いや世界恒久平和を願う市民の心を基底として、人間の尊厳や生命の尊さを自覚し、自他共に大切にし、正義感や公正さを重んじ、人と自然の共生する平和な社会を築いていく心を子どもたちの中に育てていくことにあります。

本市は、これからの都市づくりの担い手である広島子どもたちを「心身ともにたくましく思いやりのある人」として育成していくことを基本理念とし、基礎・基本をしっかりと身に付けることを基盤に、規範性、感性、体力、コミュニケーション能力の育成を柱とする広島らしい新しい教育を展開してきました。今後は、こうした教育を更に充実させながら、命を大切にし、平和で持続可能な社会を創造していく力をもつ子どもを育てていくことが求められています。

このような認識に立ち、この度、第 5 次広島市基本計画のうちの教育分野を基本に、今後の本市の教育施策の大綱を再編し、本計画を策定しました。

これをもって、教育基本法第 17 条第 2 項の規定により定める本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。

2 計画期間

第5次広島市基本計画の計画期間と同様、平成32年度（2020年度）までとします。

ただし、主な取組については、平成25年度（2013年度）までとし、平成26年度（2014年度）以後については、施策の達成状況等をみながら改めて検討します。

本市の教育における現状と課題

本市では、学校教育の充実に関し、「ひろしま型カリキュラム」の導入に向けた取組や少人数教育の推進など多様な取組を進め、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ってきました。また、教育環境・教育条件の整備に努めるとともに、いじめ・不登校対策や子どもの見守り活動等の学校・家庭・地域社会が連携した取組を進めてきました。さらに、市立大学の機能強化に取り組んできました。こうした取組が成果を上げる一方で、社会環境の変化や地域社会における人間関係の希薄化などの影響により、家庭や地域の教育力、子どもの社会性や体力の低下などが懸念されています。また、社会の変化に対応した大学の変革も必要となっています。

このため、子どもが、自ら考え、判断し、様々な問題に積極的に対応することができるよう、また、豊かな人間性を持ち、基礎的な体力や健康意識を身に付けることができるよう、知・徳・体の調和のとれた教育を推進する必要があります。また、教育環境・教育条件の整備・充実に取り組んでいくとともに、地域で子どもを育てる環境づくりや登下校時の安全確保などを図るため、学校・家庭・地域社会の連携強化と開かれた学校づくりを推進していく必要があります。高等教育については、公立大学法人化等により、市立大学の教育研究機能を強化するとともに、様々な分野で「産学公民」連携の推進を図る必要があります。

また、少子化や情報通信環境の変化、就業形態の多様化など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中、いじめや暴力行為などの増加、フリーターやニートと呼ばれる若者の数が高い水準で推移するなど若者の社会的自立の遅れが問題となっています。

このため、青少年の健全な心身の育成、豊かな人間性や自主性、社会性のかん養などを目指した取組を推進し、社会を構成する一員として一定の役割を担おうとする意欲を持ち、また、他人を尊重し、思いやることのできる青少年の育成を図る必要があります。さらに、社会において自分の能力を適切に発揮することのできる青少年の育成を図るとともに、国際社会に貢献する人材や活力ある地域経済を支える人材の育成などに取り組む必要があります。

さらに、心の豊かさを志向し、生きがいや様々な社会参加を求める市民の学習需要が高まっています。本市では、公民館等の既存施設の充実を図るとともに、平成14年(2002年度)にまちづくり市民交流プラザを開設するなど、市民の生涯学習の場の整備を進めてきました。また、平成16年(2004年度)には「広島市生涯学習推進プラン」を策定するなど、市民の生涯学習に対する幅広い支援に取り組んできました。

今後とも、多様化・高度化する市民のニーズに対応し、キャリアアップ・スキルアップにつながる生涯学習の場の提供や生涯学習関連施設の機能の充実を図るなど、市民の生涯学習に対する支援を進める必要があります。

本市の教育の目標

広島市の教育に関する基本的な考え方

広島市は、「国際平和文化都市」を都市像としており、また、「世界のモデル都市」を目指しています。

こうした視点を織り込みながら、次代を担う子どもの未来と健やかな成長を考えた広島市ならではの教育を推進するとともに、活力ある青少年の育成に取り組みます。

また、市民が健康で生き生きと暮らしていけるよう、生涯学習の推進に取り組みます。

現状と課題を踏まえた教育の方向性

自ら考え、判断し、様々な問題に積極的に対応することができる子ども、豊かな人間性を持ち、基礎的な体力や健康意識を身に付けた子どもを育てる。

⇒ このため、本市は、学校教育の一層の充実を目指します。

社会を構成する一員として一定の役割を担おうとする意欲を持ち、また、他人を尊重し、思いやることのできる青少年、社会において自分の能力を適切に発揮することのできる青少年を育成する。

⇒ このため、本市は、活力ある青少年の育成を目指します。

心の豊かさを志向し、生きがいや様々な社会参加を求める市民の学習需要に応える。

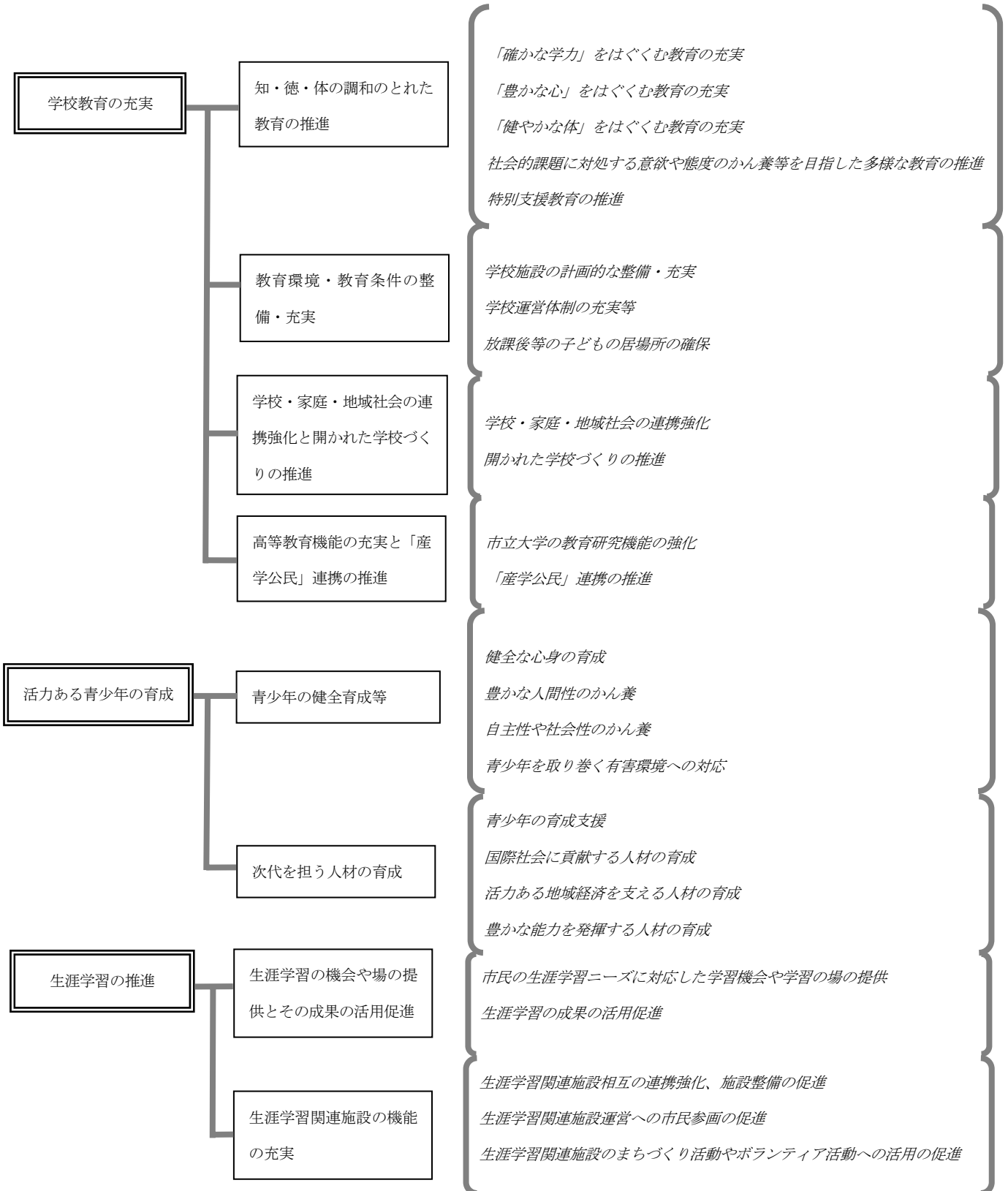
⇒ このため、本市は、生涯学習の充実を目指します。

施策の体系

施策の柱

基本方針

施策の展開



施策の展開と具体的な取組

I 学校教育の充実

1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

「ひろしま型カリキュラム」や少人数教育の推進などにより、「確かな学力」をはぐくむ教育の充実を図る。また、基本的な生活習慣の確立や道徳性のかん養、いじめ・不登校の未然防止などを目指し、「豊かな心」をはぐくむ教育の充実を図る。さらに、「健やかな体」をはぐくむ教育の充実、社会的課題に対処する意欲や態度のかん養等を目指した多様な教育の推進、特別支援教育の推進に取り組む。

(1) 「確かな学力」をはぐくむ教育の充実

ア 「ひろしま型カリキュラム」の推進やICTを活用した授業の実施などにより、子どもに基礎的・基本的な知識と技能を習得させるとともに、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
「ひろしま型カリキュラム」の推進	小・中学校の連携・接続の改善並びに小学校5年生からの「言語・数理運用科」及び「英語科」の実施を柱とする「ひろしま型カリキュラム」を本市の全小・中学校で全面実施し、「読み・書き・計算」はもとより、「言語と数理の運用能力」を身につけさせることで、思考力・判断力・表現力の向上を図る。	平成22～25年度 実施状況把握及び効果等の検証、教員研修
教育のICT化の推進	ICTを効果的に活用した「わかる授業」を実現し、「確かな学力」の向上を図るとともに、校務処理の効率化により教員が児童生徒に向き合う時間を確保し、より一層の教育の質の向上を図る。 学校におけるICTの一層の有効活用を図るため、学校にICT支援員を派遣する。	平成22～25年度
学力向上推進事業の充実 (学力・体力向上プロジェクト事業)	学力向上推進委員会を設置し、授業改善推進校における義務教育9年間を見通した教材開発など学力向上に資する取組の効果検証を行い、その成果を全校に普及させる。	平成22～25年度 「学力向上推進委員会」・「小・中連携教育研究会」の設置

イ 少人数教育の推進などにより、教師と子どもとのかかわりを深め、一人一人の子どもに応じた教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
少人数教育の段階的プラン（第Ⅰ期）の推進	<p>小学校全学年及び中学校 1 年生を対象に学級規模を 35 人以下にする。</p> <p>各学年において学級平均 35 人を超える学級が 2 以上の学年に教諭 1 人を加配して、学級数を増やす。</p> <p>小学校においては、1 学級の場合は、非常勤講師 1 人を加配し、チームティーチングを実施する。</p> <p>学級編制及び教職員定数の改善に係る国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移等を踏まえるとともに、段階的プラン（第Ⅰ期）の成果と課題を検証し、次期計画を検討する。</p>	<p>平成 22 年度 小学校 5 年生に拡大</p> <p>平成 23 年度 小学校 6 年生に拡大</p> <p>【段階的プラン（第Ⅰ期）完成】</p>

ウ 幼・保・小連携の推進により、幼稚園や認定こども園、保育園における就学前教育・保育の成果を小学校へ円滑に引き継ぐ。

主な取組	取組の内容	事業展開
幼・保・小連携の推進	<p>就学前教育プログラムに基づいた教育実践を行うとともに、全小学校区において、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の教員等で構成する連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業などを実施する。</p>	<p>平成 22～25 年度 全小学校区に連携推進委員会を設置し、連携を推進</p>

エ 小・中学校が連携した教科等の指導に関する実践研究等により、子どもの基礎的・基本的な学習内容の定着と中学校生活への円滑な移行を図り、継続的で一貫性のある教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
小・中連携教育の推進	児童生徒の学力の状況を把握し、児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細かな指導や学力補充などを小・中学校9年間を見通して計画的に行うことにより、確かな学力の向上を図る。	平成22～25年度

(2) 「豊かな心」をはぐくむ教育の充実

ア 子どもの基本的な生活習慣を確立するとともに、規範意識等の道徳性を養い、法やルール¹の意義を理解し、それを遵守した適切な行動がとれる人間の育成に向けた教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
道徳教育の充実	各学校において、年間指導計画を作成し、道徳の時間をはじめとして、各教科や特別活動など全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。 規範性をはぐくむための教材・活動プログラムを教職員に周知するとともに、道徳の授業における指導力の向上を目指した教員研修を実施する。	平成23年度 全小・中学校において教材や活動プログラムの活用についての研修会の開催

イ ボランティア活動や郷土の文化・伝統・自然に親しむ活動など、子どもの体験的・実践的な活動を促進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
さわやかボランティア活動の推進	中学校の生徒やグループ、生徒会を対象として、「さわやかボランティア賞」を授与するなど、各学校におけるボランティア活動を積極的に推進していく。	平成22～25年度
伝統文化に関する教育の推進	子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うため、能、狂言などの伝統芸能や鼓、三味線、箏などの伝統文化を継承する専門家を招へいする。	平成22～23年度

感動体験推進事業の実施	児童生徒に学ぶ楽しさや成就感を体得させ、豊かな心の育成を図るため、文化芸術、ものづくり、自然体験、職場体験、福祉体験等の特色ある体験活動を実施する。	平成 22～25 年度
-------------	--	-------------

ウ 子どもの豊かな情操と感性をはぐくむため、文化芸術に触れる機会や発表の機会を設けるなど、学校における文化芸術教育の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
文化芸術に触れる機会、発表の機会の提供	小・中・高等学校における文化芸術活動の充実や児童生徒の健全な育成を図るため、「文化の祭典」を実施する。 また、小・中学校において「1校1文化芸術」を推進する。	平成 22～25 年度 文化の祭典 平成 22～23 年度 1校1文化芸術の推進

エ 部活動など文化やスポーツにおける子どもの自発的な活動を促進するとともに、地域の人材の積極的な活用など支援体制の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
中学校文化部活動活性化支援事業の推進	文化・芸術に造詣が深く指導力に優れた地域の人材を招へいし、生徒の多様なニーズに応じた文化部活動の活性化を図る。	平成 22～25 年度
中学校運動部活動活性化支援事業の推進	生徒の多様なスポーツニーズに応じた活動を保障するとともに、地域と連携して運動部活動の活性化を図るため、地域のスポーツ経験者を招へいする。	平成 22～25 年度
高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施	生徒の多様なスポーツニーズに応じた活動を保障し、競技力の向上を促進するとともに運動部活動の活性化を図るため、専門的な技術指導力を有する指導者を招へいする。	平成 22～25 年度

オ 子どもの人権尊重の意識を高め、他者の価値を尊重する意識・態度の醸成を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
人権教育の推進	<p>児童生徒が主体的に学習活動に参加し、他の児童生徒たちと協力して活動したり体験したりすることを通して、人権感覚を養うよう、各教科や道徳、特別活動の時間など、教育活動全体を通じて取組を進める。</p> <p>また、児童生徒に対して、子どもの権利条約の趣旨及び内容についての周知を図る取組を実施する。</p>	平成 22～25 年度

カ 幼児期からの教育の重要性を踏まえ、幼稚園が持つ幼児教育のノウハウの地域への提供や、小学校教育との連携を進めるなど、幼児教育の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
幼・保・小連携の推進（再掲）	<p>就学前教育プログラムに基づいた教育実践を行うとともに、全小学校区において、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の教員等で構成する連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業などを実施する。</p>	<p>平成 22～25 年度</p> <p>全小学校区に連携推進委員会を設置し、連携を推進</p>
市立幼稚園の今後の方向性	<p>市立幼稚園の拠点園（幼児教育に関する先駆的な調査研究等の拠点となる幼稚園）化や認定こども園化、統合、民間保育園への転用等を検討し、計画的に実施する。</p>	平成 22～25 年度

キ いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
相談・助言体制の整備	<p>すべての市立中・高等学校に、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者等へのカウンセリング、教職員への助言等を行う。</p> <p>また、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている児童生徒に対し、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーが関係機関とのネットワークを構築す</p>	平成 22～25 年度

	<p>るなど、支援体制を整える活動を行う。</p> <p>さらに、解決が困難な生徒指導上の課題解決に向け、スクールサポート指導員による相談や弁護士等による校長等への相談・助言等の支援を行う。</p> <p>また、児童生徒が安心して利用できる相談体制の整備など、相談・助言体制の充実を図る。</p>	
児童生徒への支援・居場所づくり	<p>登校することはできるが教室に入りにくい児童生徒に対し、すべての市立小・中学校に開設した「ふれあいひろば」において、教室への復帰や社会的自立に向けた支援を行う。</p> <p>また、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実を図るため、不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）を開設し、運営する。</p>	平成 22～25 年度
家庭・学校・地域社会が連携した取組	<p>中学校区を単位に「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭、学校、地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。</p>	平成 22～25 年度
いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組	<p>すべての市立小・中学校において、「子ども人間関係づくり推進プログラム」、「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」及び児童生徒が主体となったいじめ防止の取組を推進する。</p>	平成 22～25 年度

(3) 「健やかな体」をはぐくむ教育の充実

ア 子どもの基礎的な体力を向上させるとともに、スポーツに親しむ習慣や意欲をはぐくむため、体育科や運動部活動、自然体験活動などの充実を図る。また、授業開始前の時間などを活用した学力向上にも結び付く効果的な運動プログラムの開発に取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
<p>体力向上支援事業の推進</p> <p>〔学力・体力向上プロジェクト事業〕</p>	<p>体力向上支援委員会において、「授業前運動プログラム」のモデル実施など、体力向上に資する取組の効果検証を行い、その成果を全校に普及させる。</p>	平成 22～25 年度

体力づくりジャンプアップ事業	体力を向上させる取組を推進するとともに、体力向上の動機付けとして、体力アップハンドブックの配付、体力アップ認定証及び体力優秀賞の交付を行う。	平成 22～25 年度
Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進	運動への興味・関心を高めるため、小学校 5・6 年生及び特別支援学校の体育の授業や特別活動において、プロ選手や地域の競技経験者を招へいする。	平成 22～25 年度
中学校運動部活動活性化支援事業の推進（再掲）	生徒の多様なスポーツニーズに応じた活動を保障するとともに、地域と連携して運動部活動の活性化を図るため、地域のスポーツ経験者を招へいする。	平成 22～25 年度

イ 自らの健康問題を主体的に解決していくヘルスプロモーションの理念に基づき、性教育や生活習慣病対策など生涯にわたって健康の保持増進を図る能力をはぐくむ教育を推進する。また、自らの安全を自らが守るという態度や能力の育成に向けた指導の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
命の大切さを伝える教育の推進	学校での特別活動において、エイズ・がん予防、思春期の性の悩み、飲酒喫煙・薬物乱用防止などの観点から、命の大切さを考える力を培う教育の充実を図り、自他の命とともに尊重する力を身に付けさせる。	平成 22～23 年度 プログラム策定及び 教材作成 平成 24 年度以降 全校実施

ウ 望ましい食習慣の基礎を培うため、食に関する指導体制や指導内容の充実を図るなど、学校における食育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
学校における食育の推進	学校における食育の指導体制確立に向けて、教職員研修を実施するとともに、指導内容の充実に向けて、食に関する指導のための教材・資料等を作成し、資料集として配付する。 また、地場産物を使用した「子どもの考えた学校給食献立」を募集・実施する。	平成 22～25 年度

(4) 社会的課題に対処する意欲や態度の醸成等を目指した多様な教育の推進

ア 世界恒久平和の実現に貢献する意欲と態度をはぐくむ教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業の展開
こどもたちの平和学習推進事業の実施	平和学習ワークブックを活用し、こどもたちが自ら学ぶ意欲や態度を育むとともに、平和学習出張講座を活用し、被爆体験のより深い理解やこどもたちによる自主的・積極的な平和活動の促進を図る。 また、引き続き、被爆体験を聴く会、平和を考える集い等の開催や学校における証言の記録により、地域の被爆体験・戦争体験の継承を図る。	平成22～25年度
小・中・高校生によるヒロシマの継承と発信	平和についての意見発表や交流会、学術・芸術活動等を通じて、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。	平成22～25年度
平和教育プログラムの策定	未来を志向する平和教育の実現に向けて、小・中・高等学校の発達段階に応じた平和教育プログラムの策定を図る。	平成22～23年度

イ 環境問題に関心を持ち、環境問題の解決に取り組もうとする意欲と態度をはぐくむ教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
環境教育の推進	小学校校舎の壁面緑化や学校給食の牛乳パックリサイクルによるごみの減量を通して、環境教育を実施する。	平成22～25年度 平成22年度 小学校4校壁面緑化

ウ 情報や情報通信ネットワークを主体的に利活用できる能力をはぐくむ教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
学校における情報通信機器やインターネット環境の充実	効率的なネットワークシステムの構築や、セキュリティ強化を図るため、教育委員会情報ネットワークの再構築を行う。	平成 22～25 年度
教育の I C T 化の推進（再掲）	I C T を効果的に活用した「わかる授業」を実現し、「確かな学力」の向上を図るとともに、校務処理の効率化により教員が児童生徒に向き合う時間を確保し、より一層の教育の質の向上を図る。 学校における I C T の一層の有効活用を図るため、学校に I C T 支援員を派遣する。	平成 22～25 年度

エ 日本の歴史や文化・伝統に関心を持ち、新しい文化の創造に取り組もうとする意欲と態度をはぐくむ教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業の展開
伝統文化に関する教育の推進（再掲）	子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うため、能、狂言などの伝統芸能や鼓、三味線、箏などの伝統文化を継承する専門家を招へいする。	平成 22～25 年度

オ 外国の人々の生活や文化、歴史などに関する理解の促進、人権意識の醸成を目指した教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
国際理解教育の推進	各教科や道徳、特別活動の時間など、日々の教育活動において、人権尊重を基盤として、自国や諸外国・地域の歴史や文化等の学習を通して、国や地域を正しく理解し、尊重する態度を養い、国際社会の中で共に生きていくことのできる資質や能力を育成する。	平成 22～25 年度

カ 海外から帰国した子どもや日本に在留する外国人の子どもに対する教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進	日本語指導協力者を派遣し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うとともに、教育相談員を設置し、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。	平成22～25年度

キ 外国の学校とのインターネットの活用による交流や留学生との交流、海外留学の促進など、国際理解を深めるための教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
高校生の国外留学推進事業の実施	国際的視野をもった高校生を育成するため、海外交換留学を行う。	平成22～25年度

ク 自然環境に恵まれた小規模な学校への通学区域外からの通学を認めるなど、特色ある学校運営を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
「いきいき体験オープンスクール」の実施	児童生徒に、自然を愛する心や他人を思いやる心などの豊かな人間性を養うため、自然環境に恵まれた学校（筒瀬小学校、似島小学校、似島中学校）を学区を越えて通学できるオープンスクール校に指定し、自然観察などの体験活動に重点をおいた教育を行う。	平成22～25年度

ケ 各教科等の連携や「総合的な学習の時間」の活用などにより、福祉教育、キャリア教育など多様な教育を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
福祉教育、キャリア教育等の多様な教育の推進・充実	体験的・実践的な活動を重視する福祉教育、キャリア教育等の多様な教育を、各教科、道徳、総合的な学習の時間など教育課程に位置付け、計画的に実施する。	平成22～25年度

コ 市立高等学校の将来構想について検討し、それに基づく各学校の魅力ある高校づくりを推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
ハイスクールビジョン推進プログラムの策定	「確かな学力」、「豊かな心」の育成や、スペシャリストの育成などの主体的なキャリア形成をはじめ、市立高等学校が共通に取り組むべき内容の具体化を図るとともに、既存学科の充実策やコースの改編、入学者選抜の改善や教育環境の整備等を着実に推進するため、ハイスクールビジョン推進プログラムを策定する。	平成 22～25 年度

サ 学問への興味・関心や学習意欲を高めるとともに、適切な進路選択ができるよう、高等学校と市立大学をはじめとする大学との連携を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
高・大連携の推進	市立大学と連携し、市立高等学校の取組に関する指導助言を受けることにより、生徒の学習意欲を高め、学力の向上を図るとともに、教員の専門性の向上を図る。	平成 22～25 年度
キャリア教育の推進	大学と連携したインターンシップなど専門性の高いキャリア教育を推進する。	平成 22～25 年度

(5) 特別支援教育の推進

ア 一人一人の子どもの障害に配慮し、指導内容、指導方法、教員研修等の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
「個別の指導計画」に基づいた指導の実施	学習障害（LD）等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する学校において、「個別の指導計画」に基づき、適切な指導を行う。	平成 22～25 年度

イ 教育相談にあたる職員の専門性の向上など教育相談体制の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
特別支援教育コーディネーターの養成	学校の取組の実践事例を活用した実践交流及び個別の指導計画作成に関する研修を行い、専門的知識を有する人材を計画的に育成する。	平成 22～25 年度
教育相談の充実	多様な障害やニーズに応じた相談に対応するため、大学教授や医師等専門家による研修を行うなど、教育相談の充実を図る。	平成 22～25 年度

ウ 大学教授等の専門家による巡回相談指導の実施や通常の学級に在籍する肢体不自由、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもに対する特別支援教育アシスタントの配置など、学校における特別支援教育体制の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
特別支援教育体制の充実	大学教授、医師、関係機関職員、学校関係者等から成る検討会議を設け、校内支援体制の整備・充実を図る。	平成 22～25 年度
巡回相談指導の実施	小・中学校等の通常の学級に在籍する学習障害児、注意欠陥多動性障害児等に対して適切な指導を行うため、専門家チームによる巡回相談指導を実施する。	平成 22～25 年度
特別支援教育アシスタント事業の実施	小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由児、学習障害児、注意欠陥多動性障害児等に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における支援及び介助を行う。	平成 22～25 年度

エ 特別支援教育に関する啓発に取り組むとともに、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や共同学習を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
交流及び共同学習の推進	各学校において、特別支援教育に関する理解・啓発を図るための研修を行うとともに、教科や学校行事など多様な活動を通して、交流及び共同学習を計画的、継続的に	平成 22～25 年度

	行う。	
--	-----	--

2 教育環境・教育条件の整備・充実

児童生徒数の推移を踏まえた学校規模の適正化や学校の適正配置、施設の耐震補強など学校施設の計画的な整備・充実に取り組む。また、教育関係職員の研究・研修の充実、就学が困難な子どもやその保護者に対する就学援助など学校運営体制の充実等を図る。

(1) 学校施設の計画的な整備・充実

ア 児童生徒数の推移を踏まえた学校規模の適正化や学校の適正配置、学校施設の耐震補強、情報教育設備の整備などにより、教育環境の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
市立小・中学校適正配置計画の推進	市立小・中学校の適正配置計画を策定し、計画的に適正配置を推進する。	平成22～25年度
学校施設の耐震化の推進	大規模な地震により、倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満等）については、平成24年度末までの完了を目指す。 耐震化が必要な校舎・園舎について、平成30年度末までを目標に、計画的に耐震補強工事等を進める。	平成22～25年度
小中学校の校舎等増築の実施	児童生徒の増加に伴い教室が不足する学校の校舎増築に取り組むとともに、老朽化等に伴う校舎等の改築に取り組む。	平成22～25年度

イ 校庭の緑化や芝生化、校舎の壁面緑化など、学校施設の周辺環境も踏まえ、快適な教育環境の確保に向けた施設の充実に取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
快適な教育環境の確保	耐震補強工事に合わせ、小・中学校、幼稚園の普通教室等へ空調設備を整備する。 校庭芝生化のモデル事業に取り組むとともに、校舎壁面緑化及び雨水タンクの設置を計画的に実施する。	平成22～25年度

ウ 学校体育施設の充実やその有効活用を図るなど、多様で魅力あるスポーツ環境の整備に取り組む。

エ 学校図書館が有する学習情報センター機能や読書センター機能の充実とその有効活用を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
学校図書館の活性化の推進	臨時事務職員を全小・中学校に配置し、学校図書館機能の充実を図る。 また、学校図書ボランティアの基礎的な知識や技能と実践力を高めるため、図書館司書等の資格と豊かな経験を有する専門家を派遣して研修会を開催する。	平成22～23年度 臨時事務職員の配置 平成22年度 図書ボランティア研修の実施

オ 特別支援学校の建て替え整備を進めるとともに、特別支援学級や通級による指導の場の整備など、障害の実態に配慮した教育環境の整備・充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
特別支援学校建て替え	平成24年度の開校を目指して、建築工事等を進める。	平成24年度完了
特別支援学級及び通級指導教室の整備	児童生徒の障害の状況や保護者のニーズ等を踏まえ、特別支援学級及び通級指導教室の整備を行う。	平成22～25年度

カ 大手町商業高等学校と広島工業高等学校（定時制）の統合を視野に入れ、多様な履修形態や教育内容が提供できる新しいタイプの高校の整備について検討する。

主な取組	取組の内容	事業展開
「新しいタイプの高校」整備	多部制・単位制等の新しい教育システムの導入、多様な履修形態や魅力ある教育内容の提供など、定時制高校に在籍する生徒の多様化に対応する新しいタイプの高校整備について検討する。	平成22～25年度

(2) 学校運営体制の充実等

ア 教育関係職員の専門性の向上や社会的視野を広げるための研究・研修、教育相談の充実を図るとともに、教員の養成や研修等に関し大学との連携に取り組む。また、教育センターの機能の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
教育センター機能の充実	学校に多様な任用形態の教職員が配置されていることも踏まえ、教育センターでの研修、研究、校内研修・自己研修支援に関する各事業を推進する。	平成 22～25 年度
英語教員海外派遣研修	英語教員に英語指導法に優れている海外の大学等における研修を受講させ、指導力の向上を図る。	平成 22～25 年度

イ 学校運営や生徒指導上の諸問題に関する相談支援の充実、教員がより子どもと向き合いやすい環境づくりなど、教員に対する幅広い支援に取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
学校経営アドバイザー推進事業	学校経営の改善と充実を図るため、各学校に学校経営アドバイザーを派遣し、学校経営についての指導・助言を行うなど、校長の相談に応じる体制を整備する。	平成 22～25 年度
教員が子どもと向き合う時間の確保	教員が一人ひとりの子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の充実や外部人材の活用、教育現場の ICT 化、学校事務の共同実施等に取り組む。	平成 22～25 年度
学校評価（自己評価、学校関係者評価、学校関係者評価、専門家評価）の充実	すべての学校で、自己評価・学校関係者評価を重点化して行い、評価・分析結果を踏まえ、学校自ら学校経営や教育活動の充実・改善を図るよう指導・助言等の支援を行う。 希望する学校で、専門家評価を実施するとともに、その意見・提言を踏まえ、実施校に対する重点的な支援を実施する。 また、学校評価に関する研修を実施する。	平成 22～25 年度

ウ 経済的な理由により就学が困難な子どもやその保護者に対する就学の援助、進学に関する相談支援等の充実に取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
小・中学校の就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等を支給する。	平成 22～25 年度
市立幼稚園の授業料減免事業	生活保護世帯、市民税非課税世帯などの保護者に対し、園児の授業料を減免する。	平成 22～25 年度
私立幼稚園の就園奨励事業	入園料・保育料の減免を行う私立幼稚園に対し補助を行う。	平成 22～25 年度

エ 地場産物の積極的活用、衛生管理の徹底、食物アレルギー対策の推進などにより、学校給食の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
衛生管理の徹底	ドライ運用に必要な備品等を計画的に整備する。	平成 22～25 年度
食物アレルギー対応	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づく食物アレルギー対応を実施する。	平成 22～25 年度

オ 子どもの望ましい教育環境に配慮し、通学区域制度の弾力的運用を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
通学区域制度の弾力的運用	進学する公立中学校を選択できる隣接校・行政区域内校選択制を実施する。	平成 22～25 年度

カ 私学助成の充実に努めるなど私学教育の振興を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
私学助成	教育の充実に直接効果の期待できる教職員研修費、教材教具整備費等について、独自に助成を行う。	平成 22～25 年度

(3) 放課後等の子どもの居場所の確保

ア 地域における子どもの健全育成を図るため、児童館の未整備学区の解消に努める。

主な取組	取組の内容	事業展開
児童館整備	児童館未整備学区の早期解消に向け、新築整備のみならず公共施設の活用等により、1年に1館以上を整備する。	平成22～25年度

イ 入会する子どもの増加に対応したクラスの増設など留守家庭子ども会の充実に取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
留守家庭子ども会の充実	留守家庭子ども会に入会する児童数の増加に対応して、クラスの増設や臨時増設を行い、受入れ環境を整備する。	平成22～25年度

ウ 学校施設を活用し、地域の担い手による子どもの放課後等の居場所の確保を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
放課後プレイスクール事業の実施	放課後の小学校施設を利用して、地域の大人の見守りによる児童の安全な遊び場を確保し、遊びを通じた異年齢児童間の交流を促進する。	平成22～25年度

エ 障害のある子どもの放課後等における居場所の確保を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
留守家庭子ども会、児童館での受入れ	小学校に通学する障害のある子どもの放課後等における居場所として、留守家庭子ども会、児童館での受入れを図る。	平成22～25年度
地域活動の推進	特別支援学校児童生徒と地域のボランティア等の活動グループが、公民館等を拠点として地域との交流を行う事業等に対して補助を行い、支援する。	平成22～25年度

3 学校・家庭・地域社会の連携強化と開かれた学校づくりの推進

保護者や地域住民に対する広報・啓発、情報提供、子どもの安全対策の推進など、学校・家庭・地域社会の連携強化に取り組む。また、学校施設の地域開放や学校評価の充実など、開かれた学校づくりを推進する。

(1) 学校・家庭・地域社会の連携強化

ア 学校の教育方針や重点的に取り組んでいる教育内容等について、保護者や地域住民に対する広報・啓発や情報提供に取り組むとともに、地域住民の協力を得て学校運営を行うための学校協力者会議の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
学校協力者会議の充実	学校協力者会議において、学校教育活動について提言を行うとともに、学校関係者評価を実施し、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進する。	平成 22～25 年度

イ 子どもの問題行動への対応と健全な社会環境づくりを推進するため、地域団体、警察などと学校、家庭が連携し、子どもの生活に関する情報の共有化と子どもの居場所の確保に取り組む。

ウ 学校・家庭・地域社会の連携を強化し、子どもの見守り活動の充実を図るなど、子どもの安全対策を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
子どもの見守り活動の推進	組織的な見守り活動と、「8・3運動」の推進等日常生活に組み込まれた見守り活動の充実を図る。	平成 22～25 年度
子どもの自己防衛意識の高揚に向けた取組の推進	安全意識啓発マップの作成や防犯教室の実施、防犯ブザーの全児童所持の推進に取り組むことで、子どもの自己防衛力の向上を図る。	平成 22～25 年度

(2) 開かれた学校づくりの推進

ア 学校体育施設、学校図書館、余裕教室等学校施設の地域開放や地域住民への学習機会

の提供などにより、開かれた学校づくりを推進する。

イ 自然、施設、人材等地域の様々な教育資源についての情報収集やその活用などにより、多彩で活発な学習活動を展開する。

主な取組	取組の内容	事業展開
感動体験推進事業の推進（再掲）	児童生徒に学ぶ楽しさや成就感を体得させ、豊かな心の育成を図るため、文化芸術、ものづくり、自然体験、職場体験、福祉体験等の特色ある体験活動を実施する。	平成 22～25 年度

ウ 学校評価の充実を図るとともに、その評価結果を含む学校情報の積極的な発信などに取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
学校評価（自己評価、学校関係者評価、専門家評価）の充実（再掲）	すべての学校で、自己評価・学校関係者評価を重点化して行い、評価・分析結果を踏まえ、学校自ら学校経営や教育活動の充実・改善を図るよう指導・助言等の支援を行う。 希望する学校で、専門家評価を実施するとともに、その意見・提言を踏まえ、実施校に対し重点的な支援を実施する。 また、学校評価に関する研修を実施する。	平成 22～25 年度
学校協力者会議の充実（再掲）	学校協力者会議において、学校教育活動について提言を行うとともに、学校関係者評価を実施し、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進する。	平成 22～25 年度

4 高等教育機能の充実と「産学公民」連携の推進

公立大学法人化により、時代や社会の要請に柔軟かつ迅速に対応できる運営体制を構築し、魅力ある大学づくりを推進するなど、市立大学の教育研究機能の強化に取り組む。また、市域内外の多くの大学や企業等の協力を得ながら、多様な「産学公民」連携の推進を図る。

(1) 市立大学の教育研究機能の強化

-
-
- ア 市立大学を公立大学法人化することにより、時代や社会の要請に柔軟かつ迅速に対応できる運営体制を構築し、多様な機能や特色を生かした魅力ある大学づくりを推進する。
- イ 学生や社会のニーズに対応した教育内容の改善、新たな人事制度の導入や教育設備の充実などにより、大学教育の質の向上を図る。
- ウ 研究費の拡充や柔軟な運用などにより、研究支援体制を強化し、高度な研究を展開する。
- エ 国内外の平和研究機関、大学等とのネットワークの構築と連携・交流の推進により、広島平和研究所の機能強化を図るとともに、同研究所の大学院教育への参画や広島平和文化センターと連携した事業展開などを進め、大学として平和学の構築と平和学教育の推進を図る。
- オ 海外の大学との連携・交流を推進するとともに、学生や教員の国際感覚をはぐくむための国際交流プログラムを実施する。
- カ 市内中心部へのサテライトキャンパスの開設や柔軟な履修制度の導入などにより、社会人教育の強化に取り組む。
- キ 高大連携や公開講座の拡充などにより、教育研究成果の地域還元と生涯学習の推進を図る。

(2) 「産学公民」連携の推進

- ア 大学と地元企業等との共同研究やNPO、市民等との協働事業の実施、行政課題解決に向けた大学の協力支援、大学間の広域的な連携強化など、市域内外の多くの大学や企業等の協力を得ながら、多様な「産学公民」連携の推進を図る。
- イ 市立大学社会連携センターの機能の充実を図り、平和、文化、産業振興など多様な分野における行政課題解決支援に向けた大学の体制を強化する。

Ⅱ 活力ある青少年の育成

1 青少年の健全育成等

家庭教育に対する支援や家庭における基本的な生活習慣の定着を図るための取組の推進、未成年者に飲酒・喫煙をさせないための環境づくりなど、青少年の健全な心身の育成に取り組む。また、豊かな人間性のかん養や自主性、社会性のかん養を図るとともに、青少年を取り巻く有害環境への対応に取り組む。

(1) 健全な心身の育成

ア 保護者に対する学習機会の提供や情報提供、相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
子育て・家庭教育支援に関する様々な講座等の開催	公民館、図書館等の生涯学習関連施設において、子育て・家庭教育支援など様々な講座等を開催する。	平成 22～25 年度

イ 「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動の実施など、家庭における基本的な生活習慣の定着を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
家庭における基本的な生活習慣の定着	家庭への積極的な働きかけにより、家庭の理解と協力を得て、基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進する。	平成 22～25 年度

ウ 家庭・学校・地域社会が連携し、未成年者に飲酒・喫煙をさせないための環境づくりを推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
飲酒喫煙防止教育の実施	学習指導要領に基づく学校教育活動全体で、また、関連する教科・特別活動で、児童生徒の発達段階を考慮しながら、家庭の理解と協力を得て飲酒喫煙防止教育を実施する。	平成 22～25 年度

(2) 豊かな人間性のかん養

ア 青少年の創造性をはぐくみ、文化芸術に対する感性を高めるため、幅広い文化芸術活動の振興を図る。

イ 青少年総合相談センターの機能や教育相談事業の充実などにより、いじめや暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
青少年総合相談センターにおける支援	青少年問題に対する課題の改善や解決に向け、青少年総合相談センターにおいて、青少年教育相談員による相談、支援を実施する。 青少年総合相談センターについて、子どもにわかりやすい周知に努めるとともに、子どもが安心して利用できる相談体制の整備など、相談・支援体制の充実を図る。	平成 22～25 年度

ウ メンター制度の推進により、子どもの精神的・人間的成長を促すとともに、生活習慣の確立や学力の向上を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
青少年支援メンター制度の推進	多様な青少年支援メンターの確保、利用者の拡大、広報・啓発活動の実施、青少年支援メンターの資質向上と相互連携、多様な交流の場や機会の確保など、青少年支援メンター制度の充実を図る。	平成 22～25 年度

(3) 自主性や社会性のかん養

ア コミュニティ活動やボランティア活動等への青少年の参加を促進するとともに、PTA、子ども会、地域活動連絡協議会等の活動を支援する。

主な取組	取組の内容	事業展開
地域団体活動事業の支援	PTA、子ども会、地域活動連絡協議会等に対する事業補助を実施する。	平成 22～25 年度

イ 青少年センター、勤労青少年ホームにおける自主的活動を促進するとともに、青少年センターの建て替えを検討する。

主な取組	取組の内容	事業展開
青少年センターの運営（指定管理）	青少年の豊かな人間性や自主性等の培養を図るために、青少年センターにおいて自主的活動の場を提供する。	平成 22～25 年度

(4) 青少年を取り巻く有害環境への対応

ア 警察や地域団体、保護者等と連携し、暴走族等のい集・集会対策や加入防止活動、暴走族少年等への立ち直り支援などに取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
暴走族加入防止対策推進事業の実施	暴走族及び暴走族予備軍への加入を未然に防止する活動や、非行からの立ち直り支援の実施により、暴走族加入防止を推進する。	平成 22～25 年度
非行少年対策関係機関連絡会議の開催	定期的に非行少年対策関係機関連絡会議を開催し、非行に関する情報を共有するとともに、対策を検討する。	平成 22～25 年度

イ 家庭・学校・地域社会と連携し、街頭補導や相談活動の実施、非行防止教室の開催など、少年非行を防止するための取組を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
青少年指導員街頭補導・環境浄化活動の実施	各地区の青少年指導員が、各小学校区内を巡回し、問題行為少年の早期発見、早期指導及び環境浄化活動を実施する。	平成 22～25 年度
「非行防止教室」の開催	すべての市立学校で「非行防止教室」を開催し、暴走族加入防止、薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止等について、児童生徒への啓発を図る。	平成 22～25 年度

ウ 青少年や保護者、事業者、市民等に対し、青少年と電子メディアとの健全な関係をつくるための知識の普及、情報提供及び啓発活動を推進するとともに、家庭・学校・事業者が連携し、青少年への指導などに取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
青少年と電子メディアの健全な関係づくりの推進	平成20年7月に施行した「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を周知させ、フィルタリングの啓発を行うとともに、ノー電子メディアデーの推進、電子メディア・インストラクター養成講座の開催等を行う。	平成22～25年度 電子メディアの環境変化が著しいため、必要に応じて随時見直しを実施

エ 青少年が電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴することを防止するため、事業者に対し、フィルタリング機能を有するソフトウェアの活用等の措置を適切に実施するよう、指導、勧告その他必要な働きかけを行う。

2 次代を担う人材の育成

就学支援や若者に対する職業的自立の支援などを図るとともに、国際交流・国際協力活動の促進などを通じた国際社会に貢献する人材の育成、ICTビジネスに関する教育の推進などによる活力ある地域経済を支える人材の育成、スポーツや芸術文化の分野などで豊かな能力を発揮する人材の育成に取り組む。

(1) 青少年の育成支援

青少年が社会において自分の能力を適切に発揮することができるよう、学校教育において知・徳・体の調和のとれた教育を推進するとともに、経済的な理由により就学が困難な子どもやその保護者に対する支援などに取り組む。また、就業環境の向上や若者に対する職業的自立の支援を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
小・中学校の就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等を支給する。	平成22～25年度
ひきこもりがちな青少年への支援	ボランティア体験や就労体験等、社会体験活動への参加の機会を提供する。	平成22～25年度

(2) 国際社会に貢献する人材の育成

ア 「中・高校生ピースクラブ」や「ヒロシマ・ピースフォーラム」の開催などにより、

青少年の平和意識の醸成を図る。

イ 海外留学や姉妹・友好都市等との青少年交流などにより、外国の社会・文化を理解する機会や外国の人々との交流の機会を拡充するとともに、青少年の国際交流・国際協力活動を促進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
青少年国際平和未来会議の開催	核兵器廃絶と世界恒久平和実現に向け、青少年国際平和未来会議において、平和推進活動と青少年交流を軸に、受入れと派遣を継続的に実施する。	平成 22～25 年度
大邱広域市の青少年との交流	広島市と大邱広域市の次代を担う青少年が充実した交流を行い、両都市の交流の輪がさらに広がるよう、受入れと派遣を継続的に実施する。	平成 22～25 年度

ウ 青少年が国際社会の一員としての役割を果たすことができるよう、独立行政法人国際協力機構（JICA）やNPO、NGO等と連携し、多様な国際協力活動を促進する。

(3) 活力ある地域経済を支える人材の育成

ア 高校生・大学生に対するICTビジネスに関する教育の推進などにより、ICTの活用による広島から国内外に向けた新たなビジネス展開や起業を行う青年の育成を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
高校生に対するICTビジネスに関する教育の推進	ICTの進展に伴うビジネス社会の変容に対応するため、専門高校等において、電子商取引等に関する理解を深めるとともに、実践に向けた資質の育成を図る。	平成 22～25 年度

イ 大学との連携や工業技術センター、中小企業支援センターの人材育成機能の活用などにより、企業活動の活性化に貢献できる人材の育成を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
大学・企業との連携等	専門高校等において、大学や企業と連携し、生徒が専門家のアドバイスを受けて、先端技術について共同研究を行うなど、専門性を高める取組を推進する。	平成22～25年度

(4) 豊かな能力を発揮する人材の育成

ア ジュニア層（中・高校生）のスポーツ競技力の向上を中心として、高い競技力を有する人材やチームの育成・強化に取り組む。

イ 芸術家と交流する場の確保や多彩な国際文化交流イベントの開催など、青少年に芸術・文化にふれる機会を提供するとともに、広島プロミシングコンサートや公募による美術展の開催など、若手芸術家の活動を支援する。

ウ キャリア形成や就職に関する相談事業の実施などにより、青少年の就労意識の啓発を図る。

Ⅲ 生涯学習の推進

1 生涯学習の機会や場の提供とその成果の活用促進

大学や民間事業者等との連携による公開講座の開催、生涯学習関連施設における様々な講座の開催などにより、市民に学習機会や学習の場を提供するとともに、学習成果を発表し、活用する場の確保など生涯学習の成果の活用促進を図る。

(1) 市民の生涯学習ニーズに対応した学習機会や学習の場の提供

ア 大学や民間事業者等との連携による公開講座の開催、e-ラーニングの推進など、市民に対する多様な学習機会や学習の場の提供を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
大学や民間事業者等との連携による公開講座の開催	まちづくり市民交流プラザにおいて、大学や民間事業者の専門性を生かした講座を開催するとともに、市立高等学校において各校の特色を生かした講座を開催する。	平成22～25年度
e-ラーニングの推進	e-ラーニングサイトのコンテンツの充実を図り、市民がインターネットを活用して、自主的に行う学習活動を支援する。	平成22～25年度

イ 公民館、図書館等の生涯学習関連施設において、現代社会が抱える課題などに関する様々な講座等を開催する。

主な取組	取組の内容	事業展開
現代社会が抱える課題などに関する様々な講座等の開催	公民館、図書館等の生涯学習関連施設において、子育て・家庭教育支援や環境問題、少子・高齢社会、高度情報化社会への対応など、現代社会が抱える課題を解決するための様々な講座や企画展示などを開催する。	平成22～25年度

ウ 市政出前講座の充実を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
市政出前講座の充実	市政に対する理解促進を図るため、市の施策や制度・事業などを説明する出前講座のテーマを充実する。	平成22～25年度

(2) 生涯学習の成果の活用促進

ア 学習成果を発表し、活用する機会や場の確保、活動グループのネットワーク化などに取り組む。

主な取組	取組の内容	事業展開
学習成果の発表・活用のための機会や場の確保	公民館まつりやまちづくり市民交流プラザにおけるまちづくり市民交流フェスタの開催、学習した人を講師とする講座などを開催する。	平成 22～25 年度
学習活動グループや学習支援ボランティアのネットワーク化	まちづくり市民交流プラザにおけるまちづくり市民交流フェスタや図書館におけるボランティア交流会などを開催する。	平成 22～25 年度

イ 市民やNPO、企業等との協働により、学習成果を活用した各種事業を企画・実施する。

主な取組	取組の内容	事業展開
市民や NPO・企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の実施	まちづくり市民交流プラザにおける市民活動団体の活動報告会や市民との協働プログラム（市民企画講座）、公民館における企業・団体との連携講座、ボランティア講師によるパソコン相談事業などを実施する。	平成 22～25 年度

ウ まちづくり活動の成果を小・中学校の「総合的な学習の時間」に生かすなど、社会教育と学校教育の連携を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
社会教育と学校教育との連携の推進	学校において、公民館等で活動する地域の人材を活用した地域文化の学習などを実施する。	平成 22～25 年度

2 生涯学習関連施設の機能の充実

生涯学習関連施設相互の連携強化や施設整備、施設運営への市民参画の一層の促進など、生涯学習関連施設の機能の充実を図る。

- (1) 生涯学習関連施設相互の連携強化を図るとともに、バリアフリー化など施設整備を推進する。

主な取組	取組の内容	事業展開
生涯学習関連施設相互の連携強化	公民館で活動する学習グループの発表会をまちづくり市民交流プラザで開催するなど生涯学習関連施設間の連携事業を実施する。	平成 22～25 年度
施設整備の推進	バリアフリー化や老朽化した施設の改修などを行う。	平成 22～25 年度

- (2) 生涯学習関連施設運営への市民参画の一層の促進を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
生涯学習関連施設運営への市民参画の促進	市民が公民館運営審議会や図書館協議会の委員として参画することや施設の事業企画にボランティアとして参加することなどを促進する。	平成 22～25 年度

- (3) 生涯学習関連施設のまちづくり活動やボランティア活動への活用の促進を図る。

主な取組	取組の内容	事業展開
生涯学習関連施設のまちづくり活動やボランティア活動への活用の促進	公民館における ICT を活用した地域団体等への支援やまちづくり市民交流プラザにおけるボランティア・市民活動への支援などを行う。	平成 22～25 年度

1 横断的な連携による計画の推進

教育行政の円滑かつ効果的推進に当たっては、教育委員会と市長が連携し、横断的に対応する。

2 計画的な推進

この計画を推進するための個別の行動計画を必要に応じ策定する。

平成 23 年度 社会教育委員連絡協議会 協議題一覧

	都市名	協議題
1	さいたま市	社会教育と福祉（医療・介護・子育て等）の連携体制を形成していくには ～ 介護する側・される側の教育 ～
2	相模原市	社会情勢の変化に対応した社会教育施策について
3	浜松市	生涯学習活動の核となる人材の養成について
4	京都市	「生涯学習」にあまり関心のない市民へのアプローチについて
5	千葉市	社会教育関係団体への支援（補助金交付）について
6	川崎市	家庭や子どもたちを取り巻く課題解決のための家庭教育や地域の役割について
7	名古屋市	地域における子どもたちの生活習慣向上に向けた新たな取り組みについて
8	神戸市	放課後子どもプランの推進状況について
9	岡山市	学校支援地域本部事業に代わる方策、具体的な取組の計画について

(様式2)

社会教育委員連絡協議会

協議題報告書

提案都市名

さいたま市

協議方法について 【 】 下記より番号を記載してください。

<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

社会教育と福祉(医療・介護・子育て等)の連携体制を形成していくには
～ 介護する側・される側の教育 ～

(提案理由)

さいたま市社会教育委員会議は、「さいたま市の社会教育施設の実態把握と今後の課題について」というテーマを設定し、「発言し、行動する社会教育委員」を目指して活動をしています。

その中で、これからは介護者のためのサロンや被介護者のためのサロン等について考える必要があるとの意見が出たところです。このような活動は、すでにNPOなどを中心に数多く実施されていることと思います。

福祉関係と新しい展開・関係を創っていくため、医療・介護・子育て等の分野でも社会教育的視点を持ってもらう必要があると考えます。

医療関係者(医師等)に対してもそのような視点を持ってもらう方法を考えるとともに、介護従事者のためのサロンや被介護者のサロン、また、介護される上手になるための学習(賢い被介護者になるための学習)など、社会教育の視点から今後の方向性を探っていく動機付けになればと考えます。

人間として成長するような生き方や人生のあり方について考える機会を提供できるような取り組みがあれば ご教授いただきたいと思います。例え答えが出ない場合でも新しい視点から、今後の「社会教育と福祉」について各都市の社会教育委員の皆さまと協議する機会を設けていただければ幸いです。(取り組み等が無い場合でも、ご意見や考え方をご記入いただければと考えていますので、よろしく願います。)

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

(様式2)

社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

提案都市名

相模原市

協議方法について 【 】 下記より番号を記載してください。

<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

社会情勢の変化に対応した社会教育施策について

(提案理由)

相模原市社会教育委員会議では、「生涯学習社会における社会教育施設のあり方」について、答申に向けた協議を現在行っております。

諮問の中で、近年の教育基本法や社会教育法の改正や行財政改革などを背景とした新しい時代に対応した社会教育のあり方についての意見を求められております。

については、各市において、社会情勢の変化に対応した新たな取り組みについて、具体的な事例があればご教示いただきたい。また、その中で社会教育委員会議で議論された施策や事業があればあわせてご教示願いたい。

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

(様式2)

社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

提案都市名

浜 松 市

協議方法について 【 】 下記より番号を記載してください。

<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

生涯学習活動の核となる人材の養成について

(提案理由)

浜松市社会教育委員会におきましては、「浜松市生涯学習推進大綱」に基づき、今後の社会教育、生涯学習についての諸計画を立案しております。この中で、地域の人材育成が急務の課題とされています。

社会教育及び生涯学習を推進していくには、学習活動の核となる人材が不可欠です。そこで本市では、生涯学習活動の支援者となる地域のリーダーやコーディネーター等の人材養成に取り組み始めたところです。

各社会教育委員会におかれまして、このような視点からの議論がなされているかどうかをお聞きするとともに、各市の地域のリーダーやコーディネーター等の養成方針や実施計画がありましたらご教示願います。

なお、養成事業を実施している市につきましては、その成果(養成した人材の活用の仕方を含む)もお示しいただければと存じます。

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

(様式2)

社会教育委員連絡協議会

協議題報告書

提案都市名

京都市

協議方法について 【 】 下記より番号を記載してください。

<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

「生涯学習」にあまり関心のない市民へのアプローチについて

(提案理由)

本市では、平成23年度から10年間の京都の未来像と主要政策が明示された新京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」が、市民等との「共汗型計画」として、平成22年11月に策定されました。社会教育委員会議においても、市民とともに10年後に目指すべき生涯学習社会の姿を議論し、新計画に反映させたところであり、今後これに基づき本市の生涯学習施策を推進することにしています。

その議論の中で、「近年、生涯学習という言葉が市民権を得て、様々な社会の要請・課題に応じて、行政をはじめ、多様な生涯学習関係団体による取組が展開されており、市民の学びの環境づくりは着実に進んでいるが、今後は、生涯学習に対する意識が高い市民だけではなく、むしろそれ以外の者にターゲットをあてて発信・啓発し、アプローチすることに知恵を絞る必要がある。」との意見が多く出されました。あまり関心のない市民に対して、学習への興味・関心を呼び起こし、学習成果を活かす意識を高め、地域活動や社会貢献に還元していただくことが重要と認識しています。

各指定都市におかれても、同様の課題を抱えておられると思いますので、情報発信や啓発普及など、幅広い市民の学習活動を促進するための有効な具体的な方策案又は事例を、長期的な生涯学習社会のビジョンや、それを実現するための戦略を含めて、貴市の社会教育委員のご意見を伺いたい。

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

(様式2)

社会教育委員連絡協議会

協議題報告書

提案都市名
千葉市

協議方法について 【 】 下記より番号を記載してください。
<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

社会教育関係団体への支援(補助金交付)について

(提案理由)

本市では、社会教育関係団体への補助金交付にあたって、特定の団体に対して継続して交付しており、そのあり方を検討する必要性を感じております。

また、社会教育法第13条により、「社会教育委員会議」、または、「条例で定めた社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関」の意見を聴いて行わなければならないと定められていることについて、実務上の対応を検討しております。

そこで、各都市における社会教育関係団体への補助金交付について以下のとおりうかがいます。

- 1 社会教育関係団体の有無(団体数)及び補助金交付の有無(交付総額)
(千葉市) 社会教育関係団体数 7団体
補助金交付総額 2,329千円(H22予算)
- 2 特定の社会教育関係団体に継続して補助金交付している場合はその理由
(千葉市) 全市的な組織・活動を行っている公益性のある団体
- 3 補助金交付以外の社会教育関係団体への支援方法及び基準の有無
(千葉市) 支援方法: 団体事務室の提供、現物支給(会報紙等の用紙)
基準: 上記2と同じ(審査基準等があればお願いします)
- 4 社会教育委員会議での補助金交付に関する調査審議の際に、補助金交付先団体に属する委員がいる場合の対処方法とその理由
(例: 所属団体に関する調査審議には参加しない、特別な措置はとらない等)
- 5 補助金交付の今後の方向性(削減、廃止等)

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

(様式2)

社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

提案都市名

川崎市

協議方法について 【 】 下記より番号を記載してください。

<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

家庭や子どもたちを取り巻く課題解決のための家庭教育や地域の役割について

(提案理由)

現在、川崎市社会教育委員会議では、家庭や子どもたちを取り巻く環境について協議し、家庭教育における課題解決のための取組及び地域社会・社会教育の担うべき役割について提案を行っていく予定です。

つきましては、各市における取組についてご教示くださいますようお願いいたします。

家庭や子どもたちを取り巻く課題について

家庭や子どもたちを取り巻く環境は複雑化しており、希望や目標を持ちにくい社会状況の中で、家庭が抱える不安や課題を子どもたちも背負って生活しています。

また、地域の中での存在や役割が希薄になっているように思われます。各市での、家庭や子どもたちのおかれた状況及び抱えている課題についてお聞かせください。

課題解決のための地域の役割について

家庭や子どもたちを取り巻く課題に対して、地域が支援すべきことや、社会教育・地域教育の担うべき役割についてのお考えをお聞かせください。

各市での取組事例について

各市での取組について、具体的な事例や計画などがありましたらお教えてください。(家庭・地域・学校の三者相互のかかわり方、子どもの育ち・親の育ちのための働きかけの方法、家庭教育に出来ること、など。)

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限り A4 判でお願いいたします)

文字は 12 ポイントで、左に余白(25 ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

(様式2)

社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

提案都市名
名古屋市

協議方法について 【 】 下記より番号を記載してください。
<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

地域における子どもたちの生活習慣向上に向けた新たな取り組みについて

(提案理由)

近年、都市化、核家族化、地域における人間関係の希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘されています。

名古屋市は、名古屋市立小中学校PTA協議会と連携して、平成16年度より「親学アクション」活動に取り組んでいます。本年度は「見直そう家庭の役割 育もうよりよい生活習慣」をスローガンに掲げ、「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする子どもの生活習慣の向上に向けた活動を、すべての単位PTAで取り組んでいます。

それぞれの学校・PTAの実態に応じた取り組みを進める中で、当初のスローガンであった「あいさつのキャッチボール」を今一度再確認するとともに、全市的な広がりをより一層推進していくために、新たに地域をも巻き込んだあいさつ運動を展開する予定です。

これは、日常的なあいさつの大切さを再確認し、あいさつを通して地域の大人も子どももつながり合うことで、明るく安全な地域づくりを目指し、子どもたちの健全育成につなげることを目的としています。

つきましては、家庭の教育力向上、子どもたちの生活習慣向上に向けた、全市的な規模の取り組み状況について、成果があった事例やその方法、予算、また新たな取り組み内容などについてご教示いただきたいと思います。

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

(様式2)

社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

提案都市名
神戸市

協議方法について 【 】 下記より番号を記載してください。
<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

放課後子どもプランの推進状況について

(提案理由)

放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業(学童保育)を一体的あるいは連携しながら実施することにより児童の総合的な放課後対策とする「放課後子どもプラン」について、本市では、放課後子ども教室は学校施設で地域が、学童保育は児童館を中心に社会福祉協議会等が実施するなど場所や運営主体が異なることから、なかなか進捗していない状況にある。

平成22年9月から、放課後子どもプランを具体的に進めるにあたり、両事業の一体的な運営や連携をするうえでの問題点、課題を実地に検証し解決策を検討するためのモデル事業を開始したところであるが、モデル事業をより効果的に実施するために、他都市における放課後子どもプランの具体的な取り組み状況をご教示願いたい。

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

(様式2)

社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

提案都市名

岡山市

協議方法について 【3】 下記より番号を記載してください。

<< 議題として希望 できれば希望 資料(回答書)のみ >>

(協議題)

学校支援地域本部事業に代わる方策、具体的な取組の計画について

(提案理由)

岡山市は来年度、平成22年度まで実施してきた国モデル事業「学校支援地域本部事業」の成果を踏まえ、地域協働学校(コミュニティ・スクール)に地域コーディネーターを配置し、学校へのボランティアの一層の導入と発掘を行い、地域の人材や教育力の活用を図り、教員が子どもと向き合う時間の拡充や地域住民が子どもと関わる場を作ることにより地域で学校を支える体制を作っていこうと考えている。

各市において、学校と地域が連携し、学校、地域の双方が活性化するような方策、事例等をお示しいただき、今後の取組に役立てたい。

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判をお願いいたします)

文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

協議題 1

(さいたま市 提出議題)

社会教育と福祉(医療・介護・子育て等)の連携体制を形成していくには
～ 介護する側・される側の教育 ～

(回 答)

本市では、高齢者、障害者、子どもをはじめ市民の誰もが地域で憩いとやすらぎのある人間らしい生活を送れるよう、福祉の視点からの「地域づくり・まちづくり」を目的として「地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画の中では、地域において、住民の身近なところに気軽に集えるたまり場(サロン)のようなものがあれば、住民同士のつながりを促進するとしており、これを受けて、地区社会福祉協議会において、公民館などの身近な公共施設を、高齢者・障害者等の集いの場、仲間づくりの場とする「ふれあい・いきいきサロン」を開催しています。

また、地域子育て支援センターでは、公民館、集会所、児童館など地域の身近な場所で親子が集える場所を設置する取組を行っており、公民館では、各館で月1回程度の子育てサロンが開かれています。

その他公民館での学習活動としては、地域包括支援センターなどと共催し、介護予防講座や認知証サポーター養成講座などを実施しています。

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

協議題 2

(相模原市 提出議題)

社会情勢の変化に対応した社会教育施策について

(回 答)

本市では、平成22年9月に策定した広島市教育振興基本計画において、生涯学習の機会や場の提供とその成果の活用促進、生涯学習関連施設の機能の充実を基本方針として、生涯学習関連施設運営への市民参画の促進、生涯学習関連施設のまちづくり活動やボランティア活動への活用の促進など生涯学習の推進を図るための様々な施策を展開することとしています。

こうした中、公民館では、これまでも高度情報化社会の進展に対応した学習機会の提供の一環として、無線LAN環境の整備やボランティアを講師とする基礎的なパソコン教室などの事業を行ってきましたが、平成22年度から新たに「公民館ICTまちづくりプロジェクト」に取り組んでいます。

このプロジェクトは、新たに設置したICTまちづくりボランティア(従来のボランティアも含む)が、従来の事業に加え、地域団体のホームページ作成・運営や地域団体・市民活動団体のまちづくり活動に対してICTを活用した支援を行うほか、公民館がパソコンの館内貸出やインターネット閲覧サービスなどを実施し、地域活動の活性化と市民のICT利活用能力の一層の向上を推進するものです。

次に、中央図書館では、個人事業主や中小企業、起業を考えている人などへ資料や情報を提供する「ビジネス支援情報コーナー」を開設するとともに、中小企業診断士による「ビジネス相談会」を実施しています。「ビジネス支援情報コーナー」では、企業や仕事に関する本やビジネスに関する雑誌、全国の電話帳などが閲覧できるほか、インターネットや商業データベースが無料で利用できるようにしています。

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

協議題 3

(浜松市 提出議題)

生涯学習活動の核となる人材の養成について

(回 答)

本市では、地域における人材の育成を目的として、まちづくり市民交流プラザにおいて、「まちづくり学校」を開設し、まちづくり活動に必要な知識や技術を体系的・段階的な学習により習得する機会や市民活動・ボランティアについて理解を深める学習機会を提供しています。

「まちづくり学校」は、3年をかけて人材を育成する事業で、1年目は、まちづくり活動の基礎学習とまちづくり活動に必要なノウハウを身につける実践学習や活動機会の提供、2年目は、活動の継続に向けたスキルアップ学習や先駆的なまちづくり活動の事例学習の提供、3年目は、自主的なまちづくり活動の展開へと段階的に学習していくものです。

また、生涯学習活動の支援者となるリーダーやコーディネーター等の養成方針や実施計画は持っていませんが、本市では、中学校区に1館(一部小学校区に1館)設置している公民館(計70館)に職員を3～4人ずつ配置しており(計265人)そのうち102人は、社会教育主事の資格を有しています。

公民館職員は、地域住民の学習ニーズや地域課題を把握しながら、事業の企画・立案・実施や地域課題解決の支援など地域におけるコーディネーターとして、積極的な役割を果たしています。

そのほか、公民館は、生涯学習の拠点としての各種学習機会の提供だけでなく、学習成果を生かしてまちづくり活動を支援し、地域の課題解決につなげていくための地域のまちづくり活動の拠点としての役割も担いながら、地域住民やボランティアの方と一体となって事業を展開しており、このような事業を継続して実施していくことが、地域の人材育成にもつながるものと考えています。

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

協議題 4

(京都市 提出議題)

「生涯学習」にあまり関心のない市民へのアプローチについて

(回 答)

本市においても貴市と同様に、生涯学習にあまり関心のない市民へのアプローチが課題であると認識しており、次のような方法により啓発に努めているところです。

広報紙「ひろしま市民と市政」への生涯学習の特集記事等の掲載

市や公民館、図書館等のホームページの開設

公民館だよりの新聞折込による地域配付

各種講座や読み聞かせ等のボランティア募集や公民館運営審議会等の市民委員募集に関する情報発信

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

資料回答による情報交換議題

(千葉市 提出議題)

社会教育関係団体への支援 (補助金交付) について

(回 答)

1 補助金を交付している社会教育関係団体数及び補助金交付総額

社会教育関係団体数 221 団体

補助金交付総額 20,573 千円 (H22 予算)

2 特定の社会教育関係団体に継続して補助金交付している場合はその理由

本市では、補助金総額を抑制する中でも市民活動がより活発に展開されるようにとの考え方から、公募制の導入、統一的な観点からの評価、終期3年・補助率2分の1以下の原則などを柱とする「今後の補助金のあり方」を平成16年に策定し、これに沿って、社会教育関係団体を含む、すべての既存補助金について段階的に見直しを行うとともに、補助金事業の公募を行っています。

3年ごとに終期を迎えた補助金は、団体から事業目標達成度の評価と次期の事業提案を提出していただき、庁内プロジェクトチームにおいて、事業の公益性・唯一性や社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応、補助金額の妥当性など個別の観点から評価をした後、予算編成会議及び市長査定の審議を経て、最終的な市の評価(交付・不交付など)を決定しています。

3 補助金交付以外の社会教育関係団体への支援方法及び基準の有無

本市では、社会教育関係団体への支援方法として、指導・助言を行っているのみで、団体事務室の提供や現物支給は行っていません。

4 社会教育委員会議での補助金交付に関する調査審議の際に、補助金交付先団体に属する委員がいる場合の対処方法とその理由

本市では、特別な措置はとっていません

5 補助金交付の今後の方向性 (削減、廃止等)

上記2のとおり

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

資料回答による情報交換議題

(川崎市 提出議題)

家庭や子どもたちを取り巻く課題解決のための家庭教育や地域の役割について

(回 答)

(子どもを取り巻く課題について)

子ども会への加入率の低下という現象にみられるように、子どもの健やかな成長に欠かせない学校以外での体験活動の機会や、地域での人間関係を築く機会が不足する傾向にあります。

(課題解決のための地域の役割について)

子どもたちが地域の中で安心して様々な体験活動を行うための環境づくりを進める必要があります。

(各市での取組事例について)

- 1 保護者や教師以外の人生経験豊富な大人(メンター)が、子どもと1対1の関係で交流し、人間関係を築きながら、子どもの精神的成長を支援する青少年支援メンター制度を進めています。
- 2 地域の子ども会が行う事業に対する補助金の交付のほか、地域における子ども会の健全な育成指導と子ども会の充実・発展を図るため、子ども会活動に必要な関係団体等との連絡調整や関係者への指導助言を行う子ども会育成指導員を設置するなど、子ども会への支援事業を行っています。
- 3 毎月2回以上、定期的に地区内を巡回し、問題行為少年の早期発見、早期指導に努めるとともに地域内の環境点検浄化活動を行うことで、青少年の健全な育成に努めるため、青少年指導員を委嘱しています。
- 4 地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的として、小学校区単位に青少年健全育成連絡協議会を組織し、青少年健全育成のための意識の向上、社会環境の浄化のための活動を実施しています。

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

資料回答による情報交換議題

(名古屋市 提出議題)

地域における子どもたちの生活習慣向上に向けた新たな取り組みについて

(回 答)

本市では、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図るため、幼稚園、学校や広島市PTA協議会と連携し、「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動を推進しています。

主な内容としては、生活リズムカレンダー(幼稚園用、小学校用)を作成し、各幼稚園・小学校において、児童生徒が自分の生活リズムを振り返り、改善するために活用したほか、基本的な生活習慣の定着に向け、幼稚園・小学校、中学校の全家庭を対象に、朝食の大切さや朝食の簡単な作り方などを掲載した家庭への啓発用リーフレットを作成・配布しました。

また、毎年10月を「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動の強化月間と位置付け、家族で取り組むノーテレビデーや、子どもへの参画を促すポスター・標語の募集、全校一斉生活リズムカレンダー実施週間などに取り組み、ノーテレビデーに参加して家族の会話や読書が増えたなどの成果があがっています。

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

資料回答による情報交換議題

(神戸市 提出議題)

放課後子どもプランの推進状況について

(回 答)

本市では1小学校区に1館整備する方針のもと昭和40年から児童館整備に取り組んでおり、現在、140小学校区中、105学区に整備しています。一方、放課後児童クラブ(留守家庭子ども会)を基本的に児童館内で実施することとしており、放課後子どもプランが想定する形態が多くの小学校区で実現している状況です。

また、児童館未整備学区である35学区のうち12学区においては、児童館整備までの暫定事業として「放課後プレイスクール事業」(単市事業)を実施しています。この事業は、放課後の小学校施設を利用して、地域の担い手により安全な居場所を確保し遊びを通じた体験活動や異年齢間交流など、児童の健全育成を推進することを目的としており、実質的に放課後子ども教室推進事業と同様の取り組みとして平成17年度から開始しています。

現在、児童館の整備拡充が年1館程度であり、児童館未整備学区の解消には多年を要する状況を踏まえ、この放課後プレイスクール事業の拡大にも積極的に取り組んでいる状況です。

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 広島市

資料回答による情報交換議題

(岡山市 提出議題)

学校支援地域本部事業に代わる方策、具体的な取組の計画について

(回 答)

本市では、学校支援地域本部事業は実施しておりませんが、学校・家庭・地域が連携・協力しながら子どもの健やかな成長を図るため、学校教育活動全般にわたって意見や提言を行い、校長の学校経営を支援することを目的として、市立の全ての小・中・高等学校、特別支援学校及び幼稚園に学校協力者会議を設置しています。

学校協力者会議には、学校教育活動全般についての意見提言を行う提言部会(5～7人程度)と外部評価を行う外部評価部会(3～5人程度)を設けており、校長・園長OB、大学教授、卒業生、自治会代表、公民館長、児童委員、PTA代表などが委員となっており、学校や地域の実情に応じ、学校教育活動への協力・支援を行っています。

また、中学校区に「ふれあい活動推進協議会」(小・中学校教職員、PTA、地域団体代表者等で構成)を設置しあいさつ運動などに取り組んでいるほか、各学校で保護者や地域団体等との連絡調整・協議の場となる「子どもの安全を守る連絡協議会」を開催し、通学路の危険箇所や一人になる区間の安全対策などを検討・実施しています。

第 5 2 回全国社会教育研究大会 福島大会 参加報告

参加者：落 藤 義 治

1 平成 2 2 年度第 2 回：全国社会教育委員連合総会（10月28日午前）

(1) 現在の社団法人から一般社団法人へと移行するに当たって作成された新しい定款が提案され、理事会及び総会が承認をした。（今後この案を持って内閣府と折衝の後、最終的な「定款」は平成 2 3 年 3 月の総会での承認によって成立する。）

(2) 質問：先の社会教育法改正により「社会教育委員を置くことができる」となったことに関連して、法人の正会員（＝法律上の「社員」）を規定する定款第 5 条「……都道府県又は指定都市単位に結成された社会教育委員の団体」の表記では、社会教育委員を置かない、または、違う名称の委員となっている都道府県・指定都市の資格はどうなるのか。

暫定的な結論：全国の「社会教育委員」に関する状況を把握し、また、内閣府と相談しながら、法律上の用語（「社会教育委員」）の読み替えによる対応とするか、定款に文言（「又はそれに準ずる団体」など）を加えるかなどの対応を考えたい。

(3) 来年度の大会（第 5 3 回全国社会教育研究大会）は京都で実施。

2 全国大会全体会：基調講演について（10月28日午後）

(1) 基調講演で講師の佐藤安太氏（工学博士：87歳）は、社会教育（に限らず日本社会全体）にはビジョンがないことを指摘し、その上で講演当日の朝作成された「全体最適の文化国家建設長期ビジョン試案（別紙）」を提唱された。

(2) 現状の分析が重要である、その上でビジョンを持つことが必要である、そのビジョンは国家戦略でなければ意味が薄い、国民が実行すれば必ず成功する（日本は世界一の国になる）。という強いメッセージを込めた講演であった。

(3) 感想：現状をビジョンにどう結び付けるか、それに関して社会教育がどのように貢献するかについての具体的な話しがなかったのが残念であった。

3 第 1 分科会：家庭教育支援（社会全体で家庭教育を支援する仕組みづくりの在り方）（10月29日午前）

(1) 分科会の開始に当たってスーパーバイザーから「家庭教育支援の分科会であるが、提供される実践の内容から『子育て支援』を中心とした協議にしたい」との提案があり、了承された。

(2) 子育て支援について次の 2 点が確認された。提供された 2 つの実践のような支援最前線での創意工夫に充ちた取り組みが重要である。家庭及び家庭教育について学ぶ場が必要であるが、現状では不十分であるとともに、これに関して社会教育がどのように支援するかが課題である。（分科会では出なかったが、これに加えて、子育てに邁進できる世の中に変えていくための支援が必要であると感じた。）

(3) 感想：スーパーバイザーの進行によってテーマに密着した協議ができた。ただ、テーマから逸れたしかも長い発言が 1 つだけあったのは残念である。

第 52 回全国社会教育研究大会（福島大会）参加報告書

広島市社会教育委員（公募委員） 木村英作

1 参加目的

現在、私は海田町民文化振興会（1995 年 4 月に発足）に所属し、また広島市社会教育委員（2009 年 2 月より）として「伝統文化の承継と新しい文化の創造」を基本理念とした社会教育活動に取り組んでいます（例えば、七夕祭りの復活と国際交流のコラボレーションなど）。

平成 22 年 10 月 28 日（木）～29 日（金）福島県郡山市で開催された第 52 回全国社会教育研究大会（福島大会）の研究主題は「承継と創造が循環する地域社会をつくる社会教育振興のあり方」であり、私の考える社会教育委員の役割及び私たちが実践してきた海田町民文化振興会の活動理念・方向性等と一致していました。

そこで、全国的レベルの社会教育委員、実践団体の活動視点・方向性及び内容等を学び、これまで実践してきた活動の方向性、内容等と比較検討することで、次の新しい展開（発展）につなげていきたいと思い参加しました。

2 具体的な学習事項

全国大会では、「佐藤安太氏（タカラトミー創業者）の基調講演、郡山市立郡山第二中学校管弦楽部の演奏活動、シンポジウム、第四分科会の社会教育委員の役割」を学習しました。

結論として、これまで取り組んできた海田町民文化振興会の活動の視点・方向性等に間違いのないこと、活動内容等は全国レベルと比較しそん色のないことを再確認することが出来ました。また、私自身（社会教育委員）にとってもこれまで実践してきた活動の反省、次の発展ステップへの示唆等、大変実りある研修となりました。

具体的には、「文化・産業の承継と文化・産業を創造する循環地域社会」を構築するには、地域の方の多くが共有するアイデンティティ、老若男女の参加しやすい伝統文化・産業を基盤とし、そこに新しい考え方、時代的要請等を加味した取組（モデル）が良いと思いました。

この点に関して、「佐藤安太氏（タカラトミー - 創業者）の基調講演、郡山市立郡山第二中学校管弦楽部の活動、第四分科会の社会教育委員の役割」が参考になりました。

- (1) 佐藤安太氏は会社を退任後、NPO 法人ライフマネジメントセンターを設立し、83 歳で山形大学大学院博士課程において「未来設計と成功エンジニアリング」理論を研究し 86 歳で工学博士を取得しました。

その後、山形大学工学部の客員教授として年齢を障壁としない知的欲求・実践力を十分発揮し、本学学生、韓国・中国の大学生を対象にした学習指導は「伝統文

化の承継と新しい文化創造の循環社会構築」の実践を証明するものであり、深い感銘を受けました。

- (2) 第四分科会の社会教育委員の役割(石川県中能登町の事例)に対する事例発表は、急速に過疎化が進行する能登地区で「町の活性化、生き残り」を掛け、社会教育委員自らが中心となり各自治会と連携し、新しい文化・産業の担い手(主体)になる子どもと一緒に「子どもの元気な姿が見える地域」「住む人が生き生きしている地域」をコンセプトにした「みんなで元気な地域づくり」に取り組んでいました。

ここでは、町内にある獅子舞保存会、老人・子ども混合グランドゴルフ大会、郷土史勉強会(子ども主体)、青壮年団活動等の伝統文化を活かした活動等が参考となりました。

- (3) 郡山市立郡山第二中学校管弦楽部の活動は、20年以上継続して全国大会等での優勝実績があります。この実績は、本中学校だけではなく郡山市内の小学校・高校においても同様の全国大会優勝等の実績を残しています。

特に、一定地域内の「小・中・高」校が共に高いレベルを保持できる一つの要因として、市民と行政の有機的・一体的な連携協力関係が充分機能している事が考えられます。

例えば、秋田県は全国学力テストで小学校は1番、中学校は2番、しかし、高校順位は35番(センター試験)であることを見ても非常に難しい事が理解出来ます。「継承・創造・循環社会構築」を有機的・一体的に実践・継続していくことが、如何に難しいかの事実を物語っていると思いました。

3 まとめ

「承継と創造が循環する地域社会」を実現するためには、抽象論・一般論でなく、伝統文化(行事)を積極的に活用し、具体的なやりがい・充実感等を体感(例えば、目で見え、肌で感じられ、多くの声に出会う機会等)出来る事業(行事)を一步一步確実に進めることが大切ではないかと思いました。

特に、「文化・産業の承継と文化・産業の創造の循環地域社会」の各事業を行うときには、常に将来を担い、活動の主体・承継者となる「若者」の参加・育成の視点を念頭においた取組の必要性・重要性を強く実感しました。

また、社会教育委員として、「承継と創造が循環する地域社会」をつくる社会教育振興にどの様に取り組んで行くかについては、これからの問題解決の主体となる若者と一緒になり、彼・彼女らが主体的・自主的に活動出来る「場と機会」提供の仕組みを考えていく必要があると思いました。

このような場で、社会教育委員自身の実践的リーダー力(例えば、社会的問題に対する感受性、問題解決実践力・応用力等)を発揮することが求められていると思いました。

以上

第33回中国・四国地区社会教育研究大会（岡山大会）研修報告

広島市社会教育委員 田中 博

期 日 平成22年11月18日（木）～19日（金）

会 場 全体会 岡山衛生会館 三木記念ホール（参加者400名）

開会行事記念講演 株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ代表取締役 木村正明氏

演題「子どもたちに夢を！晴れの国・岡山から」リーグへ！」

なぜ地方自治体の新潟県が知名度があるのか、それは県民を挙げて応援するサッカーチームがあるから

都市の要素 街にオーケストラ・大学・プロスポーツがある

「小学校のグラウンドを芝生にしよう。そこから水やり・施肥が生まれ」「岡山の誇りを背負って戦う選手と子どもたちが仲間になる」「家庭と地域と学校の三者が協働できる社会づくりに貢献する」

アトラクション 「うらじゃ」きびだんすの踊り

基調提案 社団法人全国社会教育委員連合常務理事 坂本 登氏

演題「百番目のサルの教え～社会で子育てを推進するために～」

- ・5年生になったら何でもできる
- ・モデル不在の時代を生きる子どもたち
- ・第三のチェンに注目

シンポジウム テーマ「社会全体で子どもを育む方策・取組について」

コーディネーター

岡山大学大学院教育学研究科准教授 熊谷愼之輔氏

- ・子どもをめぐる横と縦の取組
- ・子どもは大人によって、大人は子どもによって成長。生涯学習のボランティアは、公から個人に変わってきた
- ・呼び込みで場をしかけ、その人がいないとできない仕組みを考える

シンポジスト

広島県府中市立和光保育所施設長 岡本由姫美氏

- ・合言葉「走る・登る・和やかに行こう」
- ・具体的な取組：ソーラン踊り、組み体操、学校教師のできないものを地域社会が応援
- ・時代の流れ、社会の変化にあっても悪い子は悪いと教える。親の役に立つ、手伝うことによってつながりが深くなる

愛媛県松山市久米地区学校支援地域本部地域コーディネーター 仙波英徳氏

- ・活動が活性化し、継続するかどうかは学校から地域への働きが大切
- ・大学生との交流、学連協職場
- ・マップづくり。キーワード「伝える」。地域交通を考える座談会。地域安全マップ、新入マップ
- ・菜の花づくりと埴輪づくり、里山キャンプ活動

山口県萩市文化・スポーツ振興部文化・生涯学習課社会教育指導員 末永光正氏

- ・無職少年の取組「内閣府のモデル事業」。職場体験 居場所づくり
- ・無職少年の青年期を考えると、乳児期のさまざま、これは親に問題が多い
- ・スクールカウンセラーが必要
- ・「雇用」、職業的自立、就職支援

第2日

第2分科会「地域社会の教育力」

会場 三光荘アナトリウムホール

研究主題 子どもたちを描くとして人々がつながり、個々の学びが活かされ、循環する取組の在り方

討議の視点 子どもたちを核とした地域社会づくり

問題提起者

- 1 香川県まんのう町四条公民館館長 香川史子氏
四条公民館では5つの活動の狙いを設定し運営している
笑顔で話せる地域づくり、子どもの健全な育成、ボランティアの発掘、世代間交流、地域の教育力向上
 - (1) ゲストティーチャー事業の推進
道徳、ボランティア、国際化など
 - (2) 放課後子ども教室の実施
七宝焼教室、おはなし玉手箱、子ども詩教室、茶教室など
 - (3) 通学合宿の実施
公民館等の施設に6泊7日間合宿し生活体験。食事、手作りうどん、地域の人たちと朝食作り、天体観測など
- 2 岡山県美咲町学校支援地域本部地域コーディネーター 飯田純子氏
他と違うところ<特徴>やりたいからやる
 - ・子どもを地域全体で育てる。児童の95%はスクールバスで通学、遠方では14km
 - ・学校支援ボランティアを広報紙で募集し、現在52名
 - ・ボランティアは登録研修会を実施(年3回程度)
 - ・経費は、共同募金や参加費で賄う
 - (1) 学習支援活動
給食や掃除の指導補助、本の読み聞かせ、ミシンや調理補助、アフタースクール(放課後の学習補助、教師の邪魔にならないように注意)
 - (2) 土曜体験活動塾「のびのびサタデ」
親子料理教室、工作教室、スキー教室など

閉会 次期大会「愛媛県」